

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

告示

○救急医療機関の認定

(医療整備課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

(障害福祉課)

一

○平成二十四年における主要農作物の原種の価格

(農産園芸環境課)

二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

三

規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則(平成十一年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(土石採取場の新設の事業に関する特例)

4 第七十一条に規定する事業のほか、当分の間、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興のために県又は市町村が行う事業(東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定す

る復興交付金その他の復興庁の予算に計上され、かつ、国から県又は当該市町村に交付される給付金の交付の対象となる事業に限る。以下「復興事業」という。)に使用する土石(別表第一の十の項イに規定する土石をいう。)を供給する目的で行う土石採取場(同項イに規定する土石採取場をいい、県又は当該市町村が新設し、及び管理するものに限る。以下この項において同じ。)の新設の事業(当該土石採取場の面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)であつて、あらかじめ、県又は当該市町村が知事に届出をしたもの(以下「復興事業に係る土石採取場新設事業」という。)については、条例第六十二条第一項に規定する事業とする。

5 附則第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、附則第三項第一号中「復興整備計画に記載された復興整備事業」とあるのは、「復興事業に係る土石採取場新設事業」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十四年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地	平成二十四年五月十五日	平成二十七年五月十四日

○宮城県告示第七百十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日

〇四二一三〇三三〇		社会福祉法人栗原秀峰会	
変更前	すぶりんく 栗原市若柳字川北片町三	変更後	すぶりんく 栗原市若柳字川北中町七 十三番一
		平成二十四年九月一日	

〇宮城県告示第七百一十一号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十四年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原種の種類	原種一キログラム当たりの価格
麦類 小麦	二百三円
麦類 大麦	二百十一円

〇宮城県告示第七百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年九月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年九月七日	横山 徹	東松島市川下字茗荷沢百六番地	理事
平成二十四年九月七日	梅森 勤一	東松島市上下堤字中谷地六十九番地	理事
平成二十四年九月七日	内海 行悦	東松島市大塚字大塚十番地	理事
平成二十四年九月七日	小野 幸男	東松島市宮戸字二ツ橋一番地 宮戸小学校グラウンド 応急仮設住宅四の一号室	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年九月七日	八木 登喜雄	東松島市小野字町六十六番地	理事
平成二十四年九月七日	佐々木 勝美	東松島市牛網字新下村松十六番地	理事
平成二十四年九月七日	安倍 民夫	東松島市浜市字中谷地一番地五十一	理事
平成二十四年九月七日	相澤 幸悦	東松島市根古字後田二十七番地	理事
平成二十四年九月七日	浅野 喜代志	東松島市上下堤字平崎前六十五番地	監事
平成二十四年九月七日	櫻井 秀昭	東松島市浅井字大栗五十一番地	監事
平成二十四年九月七日	安積 雅隆	東松島市根古字鯉前五十四番地	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年九月六日	横山 徹	東松島市川下字茗荷沢百六番地	理事
平成二十四年九月六日	小野 幸男	東松島市宮戸字大浜二番地	理事
平成二十四年九月六日	八木 登喜雄	東松島市小野字町六十六番地	理事
平成二十四年九月六日	佐々木 勝美	東松島市牛網字新下村松十六番地	理事
平成二十四年九月六日	安倍 民夫	東松島市浜市字中谷地一番地五十一	理事
平成二十四年九月六日	相澤 幸悦	東松島市根古字後田二十七番地	理事
平成二十四年九月六日	土井 敏暉	東松島市上下堤字入沢五十九番地	理事
平成二十四年九月六日	成澤 正己	東松島市浅井字高田六十六番地	理事
平成二十四年九月六日	千葉 久馬	東松島市牛網字平岡三十九番地	理事
平成二十四年九月六日	浅野 喜代志	東松島市上下堤字平崎前六十五番地	監事
平成二十四年九月六日	阿部 勝夫	東松島市牛網字南大浮足二十八番地	監事

公 告

平成二十四年九月六日

川 畑 和 敏

東松島市大塚字東名七十番地

監 事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字館前百四十八番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市成田字境山畑九番地二
本田 秀一

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市飯野坂三丁目九十三番一、百九十三番及び百九十七番並びに九十三番一地先の水、百九十三番地先の水及び九十三番一地先の道の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

大阪府枚方市南中振三丁目二番二十七号
三井倉庫ロジステイクス株式会社